

モバイル市場の競争環境に関する研究会（第19回）

1 日時 令和元年10月21日（月） 17:00～17:45

2 場所 総務省第1特別会議室（合同庁舎2号館8階）

3 出席者

○構成員

新美座長、相田座長代理、関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、
西村（真）構成員

○オブザーバ

塚田公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長、内藤消費者庁消費者政策課長

○総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、今川総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、布施田電波政策課長、荻原移動通信課長、中村料金サービス課企画官、大塚移動通信課企画官、田中移動通信課調査官、茅野料金サービス課課長補佐、仲田料金サービス課課長補佐

【新美座長】 それでは、皆様、こんにちは。定刻となりましたので、モバイル市場の競争環境に関する研究会、第19回会合を開催いたしたいと思います。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。なお、本日は、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、及び佐藤構成員からは、ご都合が悪いということでご欠席の連絡を賜っております。

なお、本日は、冒頭にカメラ撮りの時間を設けておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入りたいと存じます。議事次第をご覧くださいとお分かりのように、まず第1番目に、前回会合までの議論を踏まえましてSIMロック解除のルールの見直しについて、総務省からご報告をいただきたいと思っております。

第2番目に、前回及び前々回会合において、「5G時代におけるネットワーク提供の課題」

について、各論点に基づき事業者へのヒアリングを行ってまいりましたが、本日は事務局からヒアリングの結果を踏まえて検討の方向性をまとめてもらいましたので、説明を受けた上で、その後に議論をしていただきたいと思います。

冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、第1の議題であります。「SIMロック解除に関するルールの見直しについて」、総務省からご報告をよろしくお願いいたします。

【仲田料金サービス課課長補佐】 総務省でございます。資料1の「SIMロック解除に関するルールの見直しについて」をご覧ください。1ページ目、ご覧ください。前回のモバイル研究会でご議論いただいたSIMロック解除の見直しの方向性を踏まえまして、総務省において案を作成いたしまして、10月1日から31日までの間でガイドラインの改正案の意見募集を行っているところでございます。

具体的なガイドラインの改正の内容でございますが、下の絵にもございますとおり、これまで割賦で端末を購入した場合には、100日間SIMロック解除はできなかったのですが、今回のガイドラインの改正案においては、一定の信用確認措置、下の絵でいいますと吹き出しにあるところになるのですが、2カ月分の割賦代金の前払いや、クレジットカードによる支払い設定等、こういった措置を行った上で、SIMロック解除された端末を渡すことを義務づける内容となっております。

こちらのガイドラインの改正案なのですが、意見募集の後、11月中旬に改正を予定しております。回線契約のない端末単体購入者に対するSIMロックの即時解除については、11月中旬の改正の日から、また、それ以外の回線契約を保持している方については、来年の4月から、本ガイドラインの規律を適用する予定としております。

2ページ目、ご覧ください。今、ご説明差し上げましたとおり、ガイドラインの改正は11月中旬となっているのですが、それまでの間において、販売手法の見直しに係る要請を総務省からKDDI及びソフトバンクに対して行っております。大きく2点ございます。下の絵にございますとおり、まず両者が行っている端末販売プログラムのうち、「最大半額」等の広告表示について、誤解を招くようなこういった表示については必要な見直しを行うよ

うにということに要請を行っております。

また、右側にございますSIMロックに対する対応というところで、端末単体購入者へのSIMロックについて、必要な改善策を検討するよ

うにということに要請を行っております。

3ページ、ご覧ください。こちらの要請を踏まえまして、ソフトバンクとKDDIでは、

SIMロック即時解除に係る措置を行っていらっしゃるかと承知しています。具体的には、ソフトバンクショップや、auショップにおいて、一定の信用確認措置を経た上で100日を待たずに、端末を購入された方に対してSIMロック解除を行っていらっしゃいます。

4ページ、ご覧ください。また、先ほどご説明した10月1日の要請も踏まえまして、ソフトバンクではプログラムの名称を「半額サポート+」から「トクするサポート」に変更されていると承知しております。また、KDDIにおかれましては、端末販売手法の見直しが行われるということで、11月1日より新しい販売方法で提供を開始されると承知しております。

以上、総務省から現状のご説明でございました。以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。これは、これまでの議論を踏まえた上での、こういう措置をとりましたということですので、ご報告を承るということで、この議題は済ませたいと思います。

それでは、続きまして、5G時代におけるネットワーク提供に係る課題についての検討に移りたいと思います。まずは、事務局から検討の方向性について説明をいただきまして、その後に皆様の意見を賜りたいと思っております。

それでは、説明方、よろしく願いいたします。

【中村料金サービス課企画官】 事務局です。資料2をお手元にご用意ください。資料2に沿ってご説明いたします。事務局においては、座長からご紹介のありましたとおり、事業者ヒアリング、各構成員の皆様方からのご意見に基づいて検討の方向性というものをまとめております。

1ページ、おめくりください。1ページ目ですが、項目としては、短期的な課題として、5G導入当初（NSA（ノンスタンドアローン）段階）における課題と、中長期的な課題として、SA（スタンドアローン）段階における課題、3つ目の個別課題として、eSIM普及への対応を立てさせていただいております。

1ページおめくりいただいて、2ページ目にお進みください。まず5G導入当初（NSA段階）における課題についてでございます。論点としては、5GについてはMNOとMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいても利用者への提供を円滑に開始できることが重要ではないかという点について、課題を抽出の上、適切な対応を促すべきではないかというものであったかと思っております。

1ページおめくりいただいて、3ページ目にお進みください。まずこれまでにいただいた

ご意見について、ご紹介したいと思います。まず、二種指定事業者からのご意見でございます。これはドコモからでございますが、5G商用サービス開始と同時期にMVNOに5Gを提供する考えとの意見がございました。ただし、実際に同時期に実現できるかはMVNO側の準備次第との意見もございます。また、接続料は当初は5GとLTEを合わせて算定するのではないかとのご意見もございました。

また、こちらでもドコモでございますけれども、MNOがMVNOを利用して、他のMNOのネットワークを利用する形態について、電波の有効利用、設備競争を阻害するとの意見がございました。

1ページおめくりいただいて、4ページ目にお進みください。MVNO側からの意見でございますけれども、各MNOが2020年春の商用サービス開始と同時期に、MVNOに5Gを提供することを表明したことは歓迎との意見がございました。また、提供条件や技術仕様等の情報が早急に提供されることを要望との意見もございました。一方、接続料については適切な情報開示を要望との意見も出ております。

構成員の皆様方のご意見でございますけれども、4Gと5Gが共存する中、4Gと5Gの原価をどのように考えていくのか、整理が必要との意見がございました。また、情報漏えいによる公正競争の阻害については、活発な意見のやりとりがございました。また、他MNO系列のMVNOを受け入れることでよいのかどうかは考えなければならないが、すぐにこうしようというアイデアは出てこないといった意見もございました。

こうしたご意見を踏まえて、5ページ目にお進みください。検討の方向性でございます。まず、MVNOへの開放時期についてでございますけれども、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいても同時期に利用者への提供を開始できるよう、機能開放が行われることが適当ではないかとした上で、MVNOに対して早目に情報提供することが必要と考えられるが、現時点では必ずしも十分な情報提供がなされているとは言えないのではないかとさせていただきます。

その上で、総務省において二種指定事業者における対応を注視し、MVNOに対して十分な情報提供等が行われるよう促していくことについて、どう考えるかとしてさせていただきます。

1ページおめくりいただいて、6ページ目にお進みください。次に接続料の設定方法についてでございます。接続料の設定方法としては、4Gの接続料と5Gの接続料を別々に設定する方法と、4Gの接続料と5Gの接続料を一体として設定する方法が考えられるところ、総務省において二種指定事業者及びMVNOの考え方をさらに聴取しつつ、MVNOによ

る5Gの円滑な提供の環境を整備する観点から、所要の調整を行っていくことについてどう考えるか。5Gの導入が接続料に与える影響について、二種指定事業者からMVNOに対して適切な情報提供がなされるよう、総務省において促していくことについてどう考えるかとしてございます。

1ページお進みいただいて、7ページ目にお移りください。次に、他のMNOによるMNOネットワークの利用や情報の目的外利用の防止等についてでございます。本件はMNOのネットワークを他のMNOがMVNOとして、または他のMNOのグループ会社がMVNOとして利用することについて、イノベーションや電波の有効利用、公正競争確保の観点からどう考えるかという論点でございます。

これについては、下の括弧のところでございますけれども、まずは総務省において具体的な事案が生じているのか注視していくことが必要ではないかとしてございます。ただし、情報の目的外利用については、MNO及びMVNOにおいて、接続等に関して入手した情報の目的外利用の防止をさらに徹底することについてどう考えるか。具体的には、MVNOガイドラインにおいて、情報を適切に管理する体制の整備が求められる旨を規定することについて、どう考えるかとしてございます。

以下は、8ページ目については参考資料としてつけさせていただきます。

9ページ目にお進みください。次に、中長期的な課題として、本格的な5G時代、SA段階における課題についてでございます。論点については、4Gから5Gへの移行に伴い、ネットワークの仮想化やスライシング導入、クライアント等他者設備利用の拡大、さまざまな形態の事業者間連携等の環境変化が進展していくことが想定される。こうした環境変化の進展とその対応について、二種指定制度における規律の観点から、現時点で検討しておく点がないか確認するというものでございました。

1ページをお進みいただいて、10ページ目にお進みください。いただいたご意見をかいつまんでご紹介いたします。5Gコアネットワークにより、提供形態が多様化すると、既存のアンバンドル機能等の考え方は実態にそぐわなくなる可能性がある。多様なビジネスモデルを創出可能な柔軟な制度、接続の複雑化を回避するための標準的な接続構成の整理を要望との意見がございました。

また、イノベーションの創出、国際競争力の観点から、将来技術に画一的で硬直的な規制を課す議論を先回りで行うべきではないとの意見が、二種指定業者から出ております。

さらに、11ページ目にお進みください。MVNOからは、API等が円滑に、かつ適正

な料金で提供されるよう、重要卸役務制度の適用も視野に検討を進めるべきといったご意見や、イノベーションの保護・促進の観点からは、情報の目的外利用の禁止を全ての二種指定事業者に義務づけ、eSIMの利用促進、APIの標準化推進等、MNOロックの解消を進めるべきとの意見がございました。

構成員の皆様方からは、MNOとMVNOの競争環境の整備は、MNOによる基盤整備が大前提。事業者間での設備共用や他者設備の利用、連携をいかに促進していくか、そういった投資インセンティブ、共用インセンティブを加速することが重要との意見がございました。

これを受けまして、12ページ目、検討の方向性でございます。まず、MVNOに期待される役割についてでございますけれども、四角の括弧のところでございますが、MVNOには5G時代においては二種指定事業者と同様、より付加価値の高い高度で多様なサービスを低廉な料金で提供することで、モバイル市場における競争の促進、利用者利便の向上に貢献することが期待されるのではないかとしてございます。

次に13ページ目にお進みください。機能開放の形態についてでございます。5Gにおいては、MVNOへの機能開放はAPIを利用する形態によって行われるとの意見がある。APIの利用による機能開放の実現についてどう考えるかとしてございます。

次に14ページ目にお進みください。開放される機能の範囲についてでございますけれども、下の括弧のところでございますが、APIによる機能開放が実現される場合、極力広範な機能開放が行われるべきではないかとしておりまして、さらにMVNOが共通の仕様により効率的に各二種指定事業者のネットワークを利用できるよう、APIの共通化を促進することについて、どう考えるかとしてございます。

15ページ目にお進みください。機能開放される範囲の1つの形態として、MVNO自らがコアネットワークを構築する形態が考えられ、それについてのスライドでございます。こちらについては、4Gではこれまで行われてこなかった形態ですので、5Gにおける機能開放が、MVNOがコアネットワークを自ら構築し、それを二種指定事業者の基地局設備に接続することによっても行われることについて、どう考えるかとしてございます。

16ページ目にお進みください。規律対象についてでございます。下の四角の括弧のところでございますけれども、5Gにおいては、MNOとMVNOとの設備間に電気的な接続が生じない形態や、機能実現のための設備の大部分を他社設備が占める形態など、二種指定制度の規律の対象とならない機能開放が生じる可能性がある。こうした機能開放も規律対象

となるような制度のあり方についてどう考えるかとしてございます。

17ページ目にお進みください。接続料の設定方法についてでございます。5G時代における接続料の設定方法について、コアネットワークの整備状況やAPIの利用による機能開放についての進展を見据えつつ、適時適切に見直しを行っていくことが必要となるのではないかとございます。

18ページ目、検討の着実な実施についてでございます。総務省は二種指定事業者から5Gコアネットワークの構築等に関する情報の提供を適時に受けつつ、MVNOへの機能開放に係る検討を適切に進めていく必要があるのではないかと。各社における5G開始の状況を踏まえ、検討を深めていくことについてどう考えるかとしてございます。

19ページ目から22ページ目までは参考資料として付けさせていただいております。

23ページ目にお進みください。次に、eSIMの普及への対応でございます。論点といたしましては、日本国内のMNOにおいても、eSIM対応サービスの提供の一層の充実が期待される場所、MVNOが同様のサービスを行うことができるよう、適切な機能開放について検討を行うことが必要ではないかというものでございました。

24ページ目にお進みください。ご意見についてご紹介いたします。まず二種指定事業者からでございますけれども、MNOとしては、自らeSIMサーバを用意してRSPを行う方法と、MNOからeSIMサーバの提供を受けてRSPを行う方法がある。前者は一部MVNOが実施している。後者は今後の要望を踏まえて検討というもの。

eSIMに係る課題として、プロフィールは顧客情報等の機密情報であり、漏洩するとクローンSIMの作成が可能となる等、セキュリティー上の情報の重要なリスクが存在する。HSS、HLRではセキュリティー上のチェックをドコモが実施しており、そういった監視体制が必要といったものがございました。

MVNO側からの意見でございます。eSIMは多くのプレーヤーに利益をもたらすといった意見や、MNOがeSIMサービスを利用者向けに展開する場合は、同時にMVNOにRSPを開放すべきといったものでございました。

こういったご意見を踏まえて、26ページ目の検討の方向性でございます。下の四角のところでございますが、世界的なeSIMの普及に伴い、訪日外国人が日本国内における通信契約をeSIMにより簡便に行うといったニーズが高まることに加え、eSIMによる2回線目の利用等の新たなニーズが生まれてくるものと考えられることから、日本国内のMNOにおいてもeSIM対応サービスの提供が期待されるとしてございます。

さらに、世界的な eSIM の普及動向や、MNO と MVNO との公正競争の促進、利用者利便の向上の観点から踏まえれば、MVNO における eSIM に対応したサービスの提供を可能にすることは極めて重要。二種指定事業者が RSP によりコンシューマー向けの eSIM サービスを提供する場合は、MVNO においても同様のサービスが提供できるよう、MVNO に対して RSP の機能開放が行われることが適当ではないか。その実現のため MVNO のガイドラインにおいて、開放を促進すべき機能を位置づけることについてどう考えるかとしてございます。

27 ページ目以降は、参考として付けさせていただきました。30 ページ目に、現在 MNO において eSIM を利用したサービス提供がどのような状況であるのかというスライドをつけさせていただいておりますので、参考にご参照ください。

座長、以上です。

【新美座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの報告に基づいて、皆様方の意見交換に移りたいと思います。説明のありました検討の方向性に対して質問、あるいはご意見がございましたら、どうぞご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、相田座長代理、お願いします。

【相田座長代理】 相田でございます。どの項目だったか忘れてしまったのですが、結局 SA になったとき、SA 以前でもそうなのかもしれませんけれども、API で接続がなされるというか。ただ、現状の想定は、接続というのは物理的に線がつながっているところなので、UNI でシグナリングがやりとりされるのと、API から呼び出されるというのは、ソフトウェア的にはほとんど同じで、呼をセットアップするシグナルを飛ばして、呼がつながると。

そうすると、セットアップ時が幾らで、実際に呼がつながっている間は 1 秒幾らということで接続料が設定されているのと同じように、API 呼び出し 1 回幾ら、それから API でサービスした間、CPU なのか、メモリーなのか、その他、ディスクリソースなのか、どれだけ使ったから、それに対して幾らということで、原理的にはコストが計算できるはずで、コストに見合った接続料ということで計算できるのではないかと思います。どちらかというところ、現状の接続というのが物理的接続を想定しているところを、どう見直していくのかというところが重要なかなと思います。

もう一点、最後の eSIM のほうで、eSIM のリモートプロファイリングの環境を提供

するというのは、やればできる話だと思うんですけども、多分これに関連して問題となるのは、データオンリーSIMなら問題ないんですけども、音声サービス提供のときには、今日本ですと本人確認をしっかりとやらということになっています。

それで、外国で今どうなっているのかわからないんですけども、例えば外国ではクレジットカードの番号を提供すれば、それでよしとしているのに対して、日本がかなり郵便のやりとりを必要としているということだと、そのところで、特に訪日外国人に向けて、日本のサービス悪いねという印象になりかねない。そういうところで、本人確認の方法というのをあわせて検討する必要があるのではないかなと思います。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。ほかに、今の相田座長代理のご意見に関係してもよろしいですけども、何かご質問、ご意見がございましたら。

はい、西村構成員、どうぞ。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。相田座長代理の最後のeSIMの話でございますけれども、これは事務局に質問したほうがいいのかもしれませんが、本日いただいた資料の30ページ目で、最後、簡単に現在、MNOにおいてeSIMを利用したサービス提供の状況というものがご指摘ありました。

例えば、それぞれの三者、例えばこれは利用者数でありますとか、いつごろスタートして、どういうふうにご利用者の数が変わっていったのか。現在の日本のeSIMを利用したサービスの状況というのは、どこか何か資料等はございますでしょうか。まずは質問という形をお願いします。

【新美座長】 今のご質問について、事務局のほうで答えられたら、どうぞ。

【中村料金サービス課企画官】 利用者については、利用者数や、どれぐらいの伸びなのかというところについては、現在、事務局で把握をしているわけではございませんので、後刻、情報提供させていただきたいと思います。

【新美座長】 よろしいですか。

【西村（暢）構成員】 はい。

【新美座長】 では、引き続き何かございましたら。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。では、長田構成員、どうぞ。

【長田構成員】 接続料のところなんですけれども、我々、利用者にとっても、4Gから5Gにかわったところで、適正な料金なのかどうかというところの考え方が非常に難しい

んだということはよくわかりましたけれども、やはりできるだけ情報提供していただくことが大切だなと思います。接続料の設定のところ、何かきちんと明確なルールが示されるということ自体が、最終的には利用者への説明にもなるかなと思いますので、そこを進めていただければと思います。

【新美座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今の接続料の話に関連しますけれども、従来、設備があるものですから、原価の算定というのはわりとやりやすかったんですね。ところが、これサービスそのものということになると、コストとして何を考えるのか、非常に難しい問題だと思います。

相田座長代理は接続1回幾らとか、時間的にどうだということやると言ったのですが、問題はその単位をどうするのか。1回当たり幾らとするときの、幾らというのをどうやって決めるかというのはほんとうに難しいし、これから頭を悩ませることになるだろうと思います。

特に、これは事業者とユーザーとの間では、まさにベクトルは反対の方向に向くわけですので、それをどうきちんと調整していくのかというのは今後非常に大きな問題になると思いますので、我々の大きな課題として慎重に検討してまいりたいと思います。

ほかにご意見ございましたら、どうぞよろしくお願いします。

西村構成員、どうぞ。

【西村（真）構成員】 消費生活相談の現場で、SIMカードの苦情とかがやっぱりぼつぼつと入ってきていますので、将来的にeSIMをみんなが使うようになれば、ユーザーにとってもなかなかいい仕組みかなと思って、大変期待しています。

もちろん、MVNOもeSIMを十分に検討できるように、早目に情報提供を共有していただきたいなと思っています。

【新美座長】 eSIMに関しては本当に急速な展開が見られつつありますので、西村構成員がおっしゃったような対応を、きちんと早目に立てる必要があろうかと思っています。

ほかにご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いします。

関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 5Gの接続料について、今のところNSAのスタート段階における接続料設定については、2つの考え方が併記されている状況なんですね。

6ページ目を拝見しますと、MVNO側から見たときに、5Gのみを抜き出して算定する場合は、どうしてもやはり初期の需要が小さいということから、高額になってしまうという

リスクはある。後発組にとっては、様子を見てということかもしれないという、メリットと書いてありますけれども、基本的にはやっぱりMVNOにとってみれば、MNOと同時期の開始ということのほうがメリットが多いように感じられます。

そうすると、4Gと5Gの一体型の接続料ということになると。それに対して、MNO側としては、3ページ目のところにあるように、ドコモさん、ソフトバンクさん、基本的には一体でいいのではないかということのようですが、KDDIさんは今のところ3月まで準備中ということなんですね。ここについては各事業者さんの考え方によると思うんですけども、早期の情報提供ということについても、6ページ目のほうに書き込まれているということから、この辺については早目に意識合わせをお願いしたいなと思っています。

【新美座長】 ありがとうございます。算定の方法としてということで、分離するか、包括するかという話で、関口構成員のほうは、どちらかというところと包括的のほうがいいのではないかというニュアンスですかね。

【関口構成員】 はい。

【新美座長】 ほかに、どうぞ、ご意見がございましたら。どうぞ。

【関口構成員】 どちらかというところは、分離しないほうが良いという意見です。ただ、一部MVNOさんの中には、5Gの投資によって料金が上がってしまうのではないかと懸念をお持ちの事業者さんもあるように伺っております。

ただ、NSAの場合の投資水準というのは今までの4Gの投資水準とそうそう変わらない水準で推移しそうだということもMNOさんから伺っておりますので、接続料水準についてキャップをかける等の現状維持が図られるような対策を講じた上で、4Gと5G一体型が望ましいというのが、私の個人的な感想でございます。

【新美座長】 例外的な余地を少し残してということですか。

【関口構成員】 いや、キャップをかければ良いんです。

【新美座長】 キャップをですね。わかりました。

ほかにご意見ございましたら、お願いします。どうぞ。

【相田座長代理】 ちょっと私は、反対意見というほどではないんですけども、やっぱり5Gの端末がどれだけ普及するのか、使えるようになるのかというところで、MVNOさんの側から見たときに、自社のほとんどのユーザーが5G利用可能な端末を持っていないというときに、従来、MVNOさんはどちらかというところと安いサービスを提供という観点から言うと、やっぱり自社のほとんどのユーザーは5Gの恩恵に被れないんだから、5Gも使え

る人よりはもう少し安い値段を設定してほしいというようなご意見もあるのではないかなと思います。

NSAの場合には、とにかくコアネットワークはほとんど共通なので、5G基地局の分が差分ということになるわけですが、5Gには使えないんだから、その分安くしてとおっしゃるMVNOさんも少なくないのではないかなと、ちょっと思った次第です。

【新美座長】 わかりました。これはなかなか悩ましいところですし、どれだけ普及していくかという不確定要素は大分入ってくると思います。特にビジネスとして、どっちを狙うかということになると思いますが、ただ、これも今の業務形態と、やっぱりサービスがどんどん進展していけば、そちらのほうもつながるものが望まれるという方向がありますので、どれくらい差分があるかということとの絡みで判断していかざるを得ないのだろうと思います。

関口構成員みたいにキャップをかけられるようにするというのは、1つのアイデアというか、考えられる方針だと思いますが、またそれも具体的に議論する中で出していく必要があろうかと思います。

ほかにご意見、ご質問がございましたら、どうぞよろしくお願いします。

どうぞ、西村構成員。

【西村（暢）構成員】 今のご議論をちょっとお伺いしておりまして、やはり接続料というものが基本的には一番のポイントになってくるものだと思います。結局のところ、どういう端末を使おうと、この5Gというものを使ったサービスを提供する上では、やはり普及していかなければ意味がないということは、まずはあろうかと思います。

それが一番最初だったら、4G、5GでのNSAという形で、関口構成員がおっしゃられたように、キャップをかけるなりした形で普及をして、そんなに大きな変動なくやっていかなければいけない。

ただ、それはそうなんですけれども、やはりそこでは、MNOとMVNOを含めた競争というものも、つまり選択肢がある程度サービスとして存在していかなければいけないというのがありますので、そこら辺の普及と競争との確保、これを両立というのか、あるいはどちらかを優先させるのかということも決めない限り、もしかしたらこの普及と競争の関係というのが捉え切れないのかなといった印象を持ちました。以上です。

【新美座長】 要するに政策目標として、どちらかをきちんと優先順位、プライオリティを決めろというご意見ですね。

【西村（暢）構成員】　　そうです。

【新美座長】　　ほかに、どうぞ、ご意見がございましたら。いかがでしょうか。

関口構成員、お願いします。

【関口構成員】　　価値判断の問題ではあるんですけども、スタートアップ時期のサービスについて、独立採算価格を、要するに単体での値段をつけようとする、ばか高くなってしまふということがあるので、広く薄くというほうが、私はいいような気がします。

もう一点なんですけれども、3ページ目のところでの二種指定事業者の中に、3.7ギガと2.8ギガで5Gの割り当てを受けている楽天さんのコメントは一切ないんです。4Gでのサービス提供すらまだ無料で開放する以外はサービス提供できていないという状況なので、ヒアリングの席で5Gについて質問申し上げてもお答えはいただけなかったわけです。

少なくとも5Gの割り当てを受けていて、楽天さんは本格算入を2020年からとおっしゃっているわけで、何らかの見通しをお出ししたかないことには、上の4社という環境が全く見えてこない。ここについては、総務省さん、何らかの進捗状況について把握されているのか、少し伺いできればと思っております。

【新美座長】　　これは事務局のほうへのお尋ねでございますので、答えられる範囲で、どうぞよろしくをお願いします。

【中村料金サービス課企画官】　　楽天モバイルについては、認定開発計画に沿って淡々と5Gネットワークの整備を進めているというふうに承知しております。

【新美座長】　　よろしいでしょうか。

【関口構成員】　　はい。

【新美座長】　　ほかにご質問、ご意見ございましたら。

じゃ、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】　　5Gのサービスがまだまだ具体的に実感できない状態の中で、3Gから4Gのときにも、4Gになったらこんなになりますと、いろいろ言われていても、3Gも結構ぎりぎりまでずっと引っ張っていて、その程度のサービスでいい言うユーザーもいっぱいいたというのも事実だと思います。

ですので、4Gから5Gについても、無理に4Gの段階で満足の人たちのコスト負担が5Gをスタートアップしていくというの、ちょっとどうなのかなという気もするところです。具体的にやっぱ、これから来年に向けてサービスがもうちょっと明確になっていくと

ところで、こういう場での検討も丁寧にやっていっていただいて、そこに合うような施策をぜひ、総務省としてもとっていただければいいなと思っています。以上です。

【新美座長】 4G、5Gとの間の負担の仕方をどうするかということですね。

ほかにご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

今日は検討の方向性ということで、いろいろな角度でご意見を賜りたいと思います。特にこの辺をもうちょっと視野に入れたらどうかというのがあれば、お願いしたいと思います。これは、eSIMに関連して本人確認をどうするかという問題は、もう少し真剣に考えたほうがいいのではないかと思います。

今までのやり方で本当に対応できるのかどうか。何か新しい本人確認の方法というのを考えていく必要があるのかということは、大きな課題として1つあるんだろうと思います。特に本人確認というのは、どちらかというところと犯罪防止という観点が非常に強いので、警察庁なんかと本人確認の方法というのはうまく、きっちりと相談しながら新しい対応を考えていったほうがいいのではないかと思います。

特にeSIMをやっていくと、外国人が来たときには、非常に簡単な本人確認で済ませることが1つありますし、他方、日本人がeSIMを使うときには厳格だということ、なかなかうまく普及しないということもありますので、そういったこと全体を考えて、本人確認をどうするのかというのは、改めて考え直す時期が来ているのではないかと思います。

これは私の意見としてでございます。

ほかどうぞ。では、長田構成員。

【長田構成員】 厳格な本人確認が求められるようになった背景も踏まえつつ、新美座長がおっしゃったように犯罪での利用についての対策を上手にしつつ、何か簡易な方法というのを少し真剣にぜひ考えていただく必要があるかなと思います。余りにも利便性だけということになってしまうと、また元の木阿弥かなという気がしますので、そこはぜひご検討いただければと思います。

【新美座長】 あと、ほかにご意見ございますでしょうか。

長田構成員、どうぞ。

【長田構成員】 7ページのところの、他のMNOによるMNOネットワークの利用というところなんですけれども、ドコモさんのご主張もそうだろうなという気もしまして、ここについては検討の方向性でまとめていただいておりますけれども、きちんとご検討いただくのがいいのではないかなと思っております。

【新美座長】 これは、電気通信事業法そのものの中身をどうするのかということにも絡みますので、この際きちつと議論したほうがいいかなと思います。

あと、ほかにご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

今の長田構成員のご発言に乗っかっていきますと、4番目のMNOが登場してきておりますので、それがどこまできちんと計画どおりサービス提供ができるかどうかというのは、ある意味で非常に大きな要素だと思いますので、競争政策なんかを考える上では、その辺をきちんとウォッチしていく必要があるとは考えますので、長田構成員のおっしゃったところを踏まえながら、この研究会でもきちんと見ていきたいと思います。

当然、総務省におかれましては大変な関心の的だと思いますので、ぜひそのあたりをきちんとフォローしていただきたいと思います。

ほかに、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いします。

ほぼ出尽くしたということでもよろしいですか。

今日は方向性についてというご議論でございますので、論客も少し休まれている数が多いものですから、早目になるかもしれませんが、ここにいるメンバーとしては、ほぼ意見を出していただいたということでもよろしいでしょうか。

事務局のほうで何かございますか。この点、もう少し論じてほしいというのがございましたら。

【中村料金サービス課企画官】 もちろん、ご議論をいただくことは良いかと思っておりますけれども、議論は出尽くしたようですので、事務局からの発言はございません。

【新美座長】 わかりました。それでは、特に今、皆様のご意見を伺いますと、ほぼ言い尽くしたということでございますので、このあたりでこの意見交換の場を終了させていただきたいと思います。

なお、今日は思いつかなかったけれども、後で思いついたことがあるということであれば、追加のご質問、あるいはご意見につきましては、今週の25日までに事務局までご連絡していただければということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から連絡事項がございましたら、よろしくお願いいたします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 次回以降の会合につきましては、調整の上、また別途連絡させていただきます。以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。それでは、本日の議事は以上で終了させていただきます。19回会合はこれにて終了ということでございます。お忙しい中、ご出席いただき

まして、大変ありがとうございました。

以上